

第27回日 EU 定期首脳協議 共同声明(仮訳)

活力あるパートナーシップの前進

1 我々、日本及び欧州連合(EU)の首脳は、自由、人権の尊重、民主主義、法の支配、自由で公正な貿易、効果的な多国間主義及びルールに基づく国際秩序といった共有された価値及び共通の利益に基づいて、緊密で包括的なパートナーシップを前進させるために会談した。実施開始から2年、日EU経済連携協定(EPA)と日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)により、双方の市民に具体的な利益をもたらすための我々の能力は強化されている。今日、インド太平洋及び世界中における、新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミック、気候変動の影響の増大及び新たな安全保障上の課題により、我々の協力はこれまで以上に必要となっている。

2 我々は、①新型コロナウイルスのパンデミックを収束させ、より強じんて包括的でグリーンでデジタルな経済を構築し、②日EU間の貿易を促進し、連結性及び開発協力における共同の取組を増強し、研究、イノベーション及び産業協力を強化し、③国際の平和及び安全、民主主義、人権、ジェンダー平等及び法の支配を促進するための連携を深めるために、力を合わせている。

3 我々は、国連(UN)、G7、G20、世界貿易機関(WTO)、OECD、ASEM、ARF、その他のフォーラムを通じて協力し、グローバルな課題への対応並びに持続可能な開発のための2030アジェンダ、パリ協定及び開発資金に関するアディスマベバ行動目標の実施の加速において、リーダーシップを引き続き発揮する。我々は、国連を中核としたルールに基づく国際秩序を支持し、21世紀の現実に対応できるように多国間機関を強化することを決意する。我々双方が享受している米国との深く永続的なパートナーシップに基づき、我々は共通の価値と利益を擁護するために日米欧協力の強化を切望している。

新型コロナウイルスのパンデミックの収束及び強じんて持続可能な回復への支持

4 新型コロナウイルスのパンデミックを収束させることは、我々の最優先事項であり続けている。我々は、ワクチン接種プロセスは、国家間の競争ではなく、時間との競争であると考え。我々は、広範な予防接種をグローバルな公共財として認識し、安全で有効かつ品質が保証された新型コロナウイルス・ワクチン、診断及び治療への普遍的で公平かつ購入可能な価格でのアクセス、並びに保健システムの強化を支持する。この目的のために、我々はACTアクセラレータ及びCOVAXファシリティへ相当な拠出を行ってきており、世界中におけるワクチン及びその他の新型コロナウイルス医療製品の生産を拡大するための努力を行っている。我々はまた、6月2日に日本とGaviが共催するCOVAXワクチン・サミットの成功のために更に協力する。我々は、日本を含む世界に対するワクチン供給者としてのEUの主導的な役割を歓迎する。我々は、ワクチン生産の拡大、開かれたサプライチェーンの維持に向けて取り組む。我々は、不必要な輸出及び移動の制限を抑制することを求める。我々はまた、相互的な査証免除措置の回復に向けて取り組む。我々は、新型コロナウイルスに打ち勝つ世界の団結の象徴として、本年夏、安全・安心な形で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催することを支持する。

5 我々は、強固で持続可能な社会・経済回復を支援するため、マクロ経済連携を強化する。経済成長及び回復のアジェンダの中心にあるのは、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、生産性を高め、新しい適正で質の高い雇用を創出し、強じん性を改善し、人々と地球を保護するグリーン及びデジタル変革である。

6 我々は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けて、グローバルな保健危機に対し、より強じんでき、より備えができた世界を目指して引き続き協力する。我々は、世界保健機関(WHO)を支援、強化、改革するための取組を調整し、その枠組みの中で、パンデミックに関する国際条約について議論する。この文脈で、我々は、2021年5月21日にローマにおいて開催されたG20世界保健サミットの成果を歓迎し、ジュネーブにおける世界保健総会の結果に期待する。我々は、国際社会が新型コロナウイルスのパンデミックへの対処における全ての関連する全てのパートナーによる経験から利益を享受できるようにするべく、世界保健総会における包摂的なアプローチを支持する。我々は、国内機関や関連の国際機関との協議に基づく、クルーズ船を含む海や空の国際交通に関する新たな公衆衛生指針を促す。我々はまた、WHO、FAO、OIE及びUNEPが推進するワン・ヘルス・アプローチを関連する全ての政策決定プロセスに組み込むことを追求する。

7 我々は、気候変動、環境破壊、生物多様性の損失が相互に関連しており、かつ、緊急で、断固とした、協調された国際的な取組が求められる人類の危機であることを認識する。我々は、気候中立で、強靱、生物多様性に配慮した、資源循環で資源効率的な経済を創出すること、パリ協定を完全実施すること及び、成長を実現することを決意する。我々は、2050年までの気候中立という共通の目標に十分に整合的な強化された2030年の排出削減目標／国が決定する貢献を実施する。気候変動及び環境対策を促進するため、我々は、日EUグリーン・アライアンスを立ち上げる。このアライアンスを通じ、我々は、エネルギー移行、環境保護、規制とビジネス協力、研究開発、持続可能な金融、そして、第三国における移行の促進についての協力関係を深化させる。

8 我々は、他の締約国とともに、11月の気候変動COP26における最も野心的な成果、自然と人々のための高い野心連合が提唱する少なくとも陸域30%及び海域30%を2030年までに保護するとの目標を支持する10月の生物多様性COP15における野心的なポスト2020生物多様性枠組及び次回の国連海洋会議における重要な進展のために協働する。我々は、2025年にかけて、多様な資金源から年間1000億ドルを合同で動員する先進国共同での資金目標へのコミットメントを維持する。プラスチックを含む海洋ごみに関連し、我々は、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成を目指すことも含め、UNEPの下での将来的な国際枠組みに向けた議論に取り組む。我々は、共同して全ての国々、とりわけ、主要な新興国が野心的で具体的な短期及び中長期にわたる、パリ協定の目標／温室効果ガス排出実質ゼロ目標に整合的な、輸出促進、気候資金、研究とイノベーション、援助、海外投資戦略を含む目標及び政策を策定するよう働きかけを行う。

9 我々は、違法・無報告・無規制(IUU)漁業が海洋生物資源の保全及び持続可能な利用並びに海洋環境保護に対する最も深刻な脅威の一つであり、協力して取り組まなければならないものであると認識する。この点に関し、我々は、IUU漁業を排除するための国連食糧農業機関(FAO)違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)の批准を引き続き促進する。

10 我々は、悪化する食料危機の状況下を含む人道的ニーズの急激な増加を考慮して、国際人道法の提唱及び尊重並びにグローバルなドナー基盤の拡大を含む、人道支援対応における日EU協力を強化する。我々は、2021年東京栄養サミットを通じて、脆弱な状況下等での栄養不良の改善に共に取り組む。我々は、防災、災害対応、復旧に関する協力を強化する。

11 我々は、基本的権利を擁護しつつ、データとデジタル・トランスフォーメーションの恩恵を社会、環境、経済のために活用することを決意する。我々は、革新的な環境を奨励しつつ、特にサイバー・セキュリティ、安全な5G、「Beyond5G」／6G技術、ブロックチェーン及び人工知能の安全で倫理的な活用に関する、デジタル政策及び技術のためのグローバル基準及び規制を含む包

括的アプローチの促進に向けて協働する。この協働には、オープンで相互運用性のあるネットワーク・アーキテクチャも含まれる。我々は、日EUのシステムが既に高度に合致していることに基づき、高い水準の個人データ保護に関する我々の共同のコミットメントを強調する。我々は、セキュリティ及びプライバシーの強化を通じて安全で安心な国境を越えるデータ流通を促進することを目的として「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」に関する協力を継続する。これにより、我々は、デジタル経済の恩恵を活用することができる。我々は、OECD内において2021年半ばまでにコンセンサスに基づくデジタル課税に関する解決策に至るよう努力する。我々は包摂的かつ持続可能な人間中心のデジタル・トランスフォーメーションを支持するため日EUデジタル協力の強化に取り組む。

貿易、連結性及びイノベーションの利益の活用

12 我々は、2021年11月30日から12月3日にかけて、ジュネーブで開催されるWTO閣僚会議の成功に向けて協働する。我々は、グローバルな経済体制の中心的な柱としての世界貿易機関の強化と改革を支持する。我々は、紛争解決制度の適切な機能を確保し、喫緊の課題として、必要な改革を通じることを含め、上級委員会の委員任命をめぐる機能停止に対する恒久的な解決策を見出すよう取り組む。我々はまた、貿易の保健及び持続可能性目標への貢献を高め、電子商取引に関するルールを前進させ、また、EU、日本及び米国の貿易担当大臣間の取組に基づき、過剰生産能力問題、貿易歪曲的な産業補助金を含む非市場的その他の不公正な貿易慣行に対処することにより、公平な競争条件を確保するためのモニタリング機能の強化と交渉の再活性化に取り組む。我々は、WTO加盟国の特定分野における明確な必要性に焦点を当てることにより、ルールに基づく多角的貿易体制に発展途上国を組み込むことを支援する。我々は、エネルギー憲章条約の近代化に関する交渉を歓迎し、迅速な交渉の妥結を目指し、2021年も交渉を継続する。

13 我々は、日EU経済連携協定(EPA)の発効から2年を迎え、新型コロナウイルスのパンデミックによる世界貿易への影響にもかかわらず、その前向きな結果に対する全般的な満足を表明する。我々は、EPAの完全かつ効果的な実施が引き続き共通の優先事項であることを再確認する。

14 持続可能な連結性及び質の高いインフラに関するパートナーシップを通じて、持続可能で包括的かつルールに基づく連結性を促進することは、我々共通の優先事項である。これには、インフラ・サービスへの開放的なアクセスを含む、最高度の経済性、財政、環境、社会及び透明性の基準を尊重した、具体的なインフラ・プロジェクトに関する協力が含まれる。債務持続可能性に対し最大限の注意が払われるべきである。これらのプロジェクトは、西バルカン、東欧、中央アジア、インド太平洋及びアフリカ地域における成長を促進し、長期的な利益をもたらす。我々は、特に現地協議を通じて、協力する具体的なプロジェクトを引き続き特定する。我々は、公平な競争条件の促進等により、民間資本のインセンティブを高め、我々の企業による投資を誘致するための資金調達を促進する。また、我々は、人的交流を引き続き促進する。我々は、連結性、持続可能な開発目標(SDGs)の達成及びデジタル化に重点を置いた2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)は、パンデミック後の回復に寄与し得るものとして、期待する。

15 さらに、我々は、公的二国間債権者及び国家による支援を受けた二国間債権者が、主要な債権者に適用された国際的なルールとスタンダードを遵守し、透明性のある貸付慣行と商慣行を実施することの重要性を想起する。このことは、他の債権者や債務者の経済的利益を侵害することなく公平性を確保し、国際金融秩序の安定に資する。我々は、G20の債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)の2021年末までの延長を歓迎し、さらに、全ての関係する債権者の参加の下、透

明性のある形で、適格国に適時かつ秩序立った債務措置を提供するために、債権者間の債務措置の同等性の原則を含む、G20及びパリクラブにて合意された「共通枠組」の完全かつ迅速で効果的な実施を求める。

16 我々は、航空業務の一定の側面に係る協定に関する交渉の進捗を歓迎し、その迅速な完了に期待する。並行して、我々は、航空保安に関する日EU協力を継続する。

17 新しい知識の創造における重要な役割を認識し、我々は、産業、科学、研究・イノベーション及び宇宙部門間の協力を拡大することにコミットする。我々は、経済の強じん性の問題に関する開かれた対話を継続し、半導体及び原材料(鉱物)などの分野における重要なグローバル・サプライチェーンの強じん性に対するリスクに対処するためのメカニズムを探求し、ベスト・プラクティスを共有することを決意する。

より安全で民主的で安定した世界のための協力

18 我々のそれぞれの地域へのアプローチの間にある共通点に基づき、我々は、包摂的で、法の支配及び民主的価値に基づき、威圧によって制約されることのない、自由で開かれたインド太平洋に向けた協力を強化する。我々は、ASEANの一体性及び中心性並びにインド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)を全面的に支持し、地域におけるASEANとの協力の強化を追求する。我々はまた、南アジア諸国及び太平洋島嶼国と協力する。

19 我々は、特に核不拡散・軍縮及びハイブリッド脅威対策についての安全保障に関する協力を強化し、サイバー・セキュリティ、海洋安全保障及び危機管理といった分野における実践的な協力を拡大する。我々は、我々の社会及び民主主義の強じん性のための、透明で信頼性が高く事実に基づく情報の重要性を認識し、偽情報対策に関する対話を継続する。我々は、開かれた、自由で安定し安全なサイバー空間を促進するというコミットメントを改めて表明する。我々は、日本とEU海上部隊アタランタ作戦との間の海軍種間の協力の強化を歓迎し、昨年10月のジブチでの一連の活動を伴う初となる共同寄港及び今月初めの初の日本・EU・ジブチ三者間の海賊対処訓練を歓迎する。

20 我々は、朝鮮半島の平和及び安全に向けた外交的関与を支持しつつ、関連する全ての国連安保理決議を遵守した、北朝鮮による核兵器及びその他の大量破壊兵器並びにあらゆる射程の弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現することを含む、核不拡散の取組に対する支持を引き続き堅持する。我々は、拉致問題の即時解決に向け、引き続き緊密に協力する。我々は、イランの包括的共同作業計画(JCPOA)の維持及びその完全な履行の確保への共同の支持を改めて表明する。

21 我々は、東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き深刻に懸念し、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な試みにも強く反対する。我々は、国際法、特に、平和的な手段により紛争を解決する義務に関する規定を有する国連海洋法条約(UNCLOS)を尊重すること並びに航行及び上空飛行の自由を維持することの決定的な重要性を再確認する。我々は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促す。

22 我々は、アフガニスタン、ベラルーシ、ミャンマー、ウクライナ、中東和平、シリア、サヘル、リビア、香港、新疆、東地中海等のその他の地域情勢について緊密に協議し、連携する。我々は、それぞれの中国及びロシアとの関係について意見交換を継続する。我々は、繁栄し平和で民主

的で強靱なアフリカへの共通の関心を有し、アフリカのパートナーとの協力における相乗効果を高め、雇用創出等を通じた新型コロナウイルスのパンデミックからの持続可能な社会・経済的回復を引き続き支援する。

付属

日本とEUは、以下について前進させる行動をとる。

a) 新型コロナウイルスのパンデミック

- ACTアクセラレータを通じたワクチン及びその他の新型コロナウイルス製品の生産及び流通におけるボトルネックを特定し、自主的なライセンス、生産ハブ及びパートナーシップを開発するための作業を支援。

b) グリーン移行

- 日EUグリーン・アライアンスの下での協力の特定の分野は別途の声明に規定。
- 2021年秋に水素に関する協力覚書を署名。
- 人口動態の変化、デジタル変革及び気候変動に関する情報及びグッド・プラクティスについての意見交換を行うために地域及び都市政策対話を確立。

c) デジタル移行

- 個人情報保護委員会及び欧州委員会の委員レベルでの共同レビュー会合を成功裏に開催することを基礎に、個人データ移転に係る相互認証のレビュープロセスを加速。
- 民間部門が保有する個人データへの信頼性のあるガバメントアクセスに関する取組の促進に向けOECDにおいて協力。
- デジタル政策及び技術の世界基準及び規制アプローチを促進するため、協働を目的としたデジタル政策対話を含む既存の対話を継続。
- 日EU・ICT政策対話及び日EU・ICT戦略ワークショップを通じたサイバー・セキュリティ、人工知能、プラットフォーム、データ、5G、「Beyond 5G」/6Gなどの分野に関するデジタル経済における協力を促進。
- 研究開発、標準化及び安全な5Gの展開などを含む「Beyond 5G」/6Gの協力ロードマップを確立。
- CBDC(中央銀行デジタル通貨)開発ニーズが、国際的な協力を通じて適切に手当てされることを確保すべく協働。

d) 貿易及び経済問題

- ①追加的な地理的表示の保護のための EPA 附属書の2度目の改正案の準備及びEU並びに日本における EPA で既に保護されている地理的表示の権利の効果的な執行の確保、②追加されたワイン醸造法の EPA に定める日程に従った承認、③EPA 特恵税率の活用促進により、農業・食品分野の貿易を促進。
- 市場アクセスの円滑化に関する具体的な成果を達成するため、日本及び EU 双方が適用する SPS 輸入措置に関する協力を強化。
- 動物衛生分野における地域主義の相互承認に関するプロジェクトの速やかな完了を目指し議論を継続。
- 食品の安全性及び東日本大震災後のEUによる食品輸入規制措置に関する科学的根拠に基づく議論及び協力並びに情報交換を継続。

- EPAにおける再評価条項に従い、EPA発効後3年以内にデータの自由な流通に関する規定をEPAに含めることの必要性について再評価することに関する議論を継続。再評価に当たっては、特に正当な公共政策目的の例外を考慮。
- 政府調達に関する進行中の作業を含む、EPAの下でのその他の協力及び実施事項を進展させ、温室効果ガス低排出製品及び技術の貿易と投資を促進し、グローバル・サプライチェーンにおける国際的な社会・環境の基準、指針及びコミットメントのより良い適用を促進し、また、自己の発意により、基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払うことを始めとした他の貿易及び持続可能な開発における優先事項を促進。
- ハイレベル経済対話の開催の可能性を探求。

e) 連結性及び開発

- 適切な場合には、民間投資及びビジネス間コンタクトの促進を含め、第三国におけるプロジェクトの更なる資金調達のために、EIBとJBIC、NEXI及びJICAそれぞれとの間の協定の実施を促進。
- 「エジプトのスエズ湾風力発電所事業」や「ケニアのオルカリア地熱発電所」といった融資プロジェクトに関する日EU連携を歓迎。
- 協力の機会を特定し、障害克服、民間投資の促進及び融資促進に関する提言を出すために、西バルカン、東方パートナーシップ及び中央アジアに関する日EU・SPA連結性研究及びアフリカにおける日EU協力に関する研究の主な成果を活用。
- 日EU開発政策対話を通じて更に連携(2021年2月5日の第7回対話において発表された「日EU開発協力:日本(外務省)とEU(国際協力総局)の作成によるファクトシート」に主要な成果を記載)。
- 「質の高いインフラ投資のためのG20原則」の普及と実施を促進。
- 第2回教育・文化・スポーツ政策対話(2021年5月10日)を踏まえ、学生及び研究者の移動、東京及びパリにおけるオリンピック・パラリンピック競技大会に向けての、またその後の連携を含む、教育、文化及びスポーツ交流に関する協力を強化。学校及び高等教育レベルでの新型コロナウイルス対応及びデジタル教育の好事例を共有。日EU共同修士課程プログラムを推進。

f) 産業協力、研究・イノベーション及び宇宙分野

- 半導体や原材料(鉱物)へのアクセスなどの重要な要素を含むサプライチェーンの強じん性、グリーン成長、第三市場での協力、基準と適合性評価、自動車、ロボット工学に関する協力の模索を含む2021年5月の日EU産業政策対話の成果を実施。
- 日米欧三極クリティカル・マテリアル会合での協力を継続。
- 日欧産業協力センターからの支援を得て、日EUビジネス・ラウンド・テーブル(BRT)、在欧日系ビジネス協議会(JBCE)及び欧州ビジネス協会(EBC)などの経済界間の協力を促進。より多くのビジネス組織、特に中小企業の参画及び公的機関との相互作用を促進。
- コペルニクス地球観測プログラムと日本の衛星データプラットフォームとの間のデータと情報交換に関する協力に関する行政取決めを確定。
- 衛星航法、宇宙研究及び探査に関する協力、並びに国連その他の多国間枠組みにおいて宇宙における安全、安全保障及び持続可能性を確保するための責任ある行動促進することを含む、宇宙政策に関する協力を促進。

- EUの研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」とムーンショット型研究開発制度や他の戦略プログラムとの協力を強化。
- 日EU間におけるより相互主義的な協力の可能性について議論。その際、ガバナンス構造や参加経費等の参加条件を踏まえながら、「ホライズン・ヨーロッパ」へのより相互主義的な形での準参加の可能性も考慮。
- 第3回北極科学大臣会合(東京、2021年5月8、9日)を基に、北極科学に関する協力を強化。
- 原子力施設の安全と廃炉、放射性廃棄物管理、イノベーション、保障措置、核セキュリティ・核不拡散、核融合開発(ITER計画及び幅広いアプローチ(BA)活動)における研究や訓練協力を含む原子力エネルギーの平和的利用に関する協力を強化。
- 2019年12月17日に開催された二国間会合を踏まえ、量子技術に関する研究機関間の協力とパートナーシップを強化。

g) 外交政策及び安全保障

- 北極、中東・北アフリカ、西バルカン、アジア等に関する地域対話を再開。
- サイバー空間における責任ある国家行動を進める国連の行動計画の確立を推進。
- アフリカ、インド洋及び東南アジアの安全保障のための能力構築に関して協力。
- 共通の安全保障課題に対処するための、アジアにおけるアジアとの安全保障協力強化(ESIWA)プロジェクトを通じた関与を継続。
- 国連人権理事会及び国連総会第3委員会における人権決議に関する協力を強化。
- 軍縮、軍備管理、核不拡散体制の強化において協力。